

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業の目的

介護保険法に基づき、滝川市地域包括支援センターは利用者に対し、適正な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供し、指定介護予防支援事業又は第1号介護予防支援事業の適正な管理及び運営を行うことを目的とします。

2. 運営の方針

- (1)利用者が可能な限りその居宅において、自立した質の高い生活を送ることができるように目標達成のためのケアプランを作成し、サービス事業所等との連絡調整を行います。
- (2)介護予防支援等の提供に当たっては、常に利用者の立場に立ち、特定のサービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立を行います。

3 事業所の概要

事業所名	滝川市地域包括支援センター
所在地	滝川市大町1丁目2番15号
事業者指定番号	北海道 0107500019
サービスを提供する地域	滝川市
設置者	滝川市大町1丁目2番15号 滝川市長 前田 康吉
連絡先	滝川市保健福祉部介護福祉課地域包括支援センター 電話番号0125-28-8029

4 事業所の職員体制

職 種	業務内容	人員 14名
主任介護支援専門員	介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画の作成並びに介護予防サービス及び第1号事業（第1号介護予防支援事業を除く。）のサービスを提供するために行われるサービス担当者会議並びに関係機関との連絡調整。	3名 うち管理者兼務(1)
社会福祉士		4名
保健師		2名
介護支援専門員		5名

5 サービス提供時間

月曜日～金曜日 8:30～17:15

※祝祭日及び年末年始（滝川市の休日に準じます。）は休日となります。

6 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供

- (1) 介護予防サービス計画の作成にあたっては、利用者が複数の指定介護予防サービス事

業所等を紹介するよう求めることができます。また、介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス事業所等の選定理由を求めることができます。

- (2) ご利用者が入院された場合には、適切な治療に資するため必要に応じて医療機関に利用者の情報を提供いたします。また、退院におきましても医療機関と連携を図りスムーズな在宅復帰支援を実施致します。ご利用者やご家族につきましては入院時に医療機関の職員に当事業所名・担当の介護支援専門員の氏名をお伝え願います。
- (3) 指定介護予防サービス事業所等からご利用者に係る情報を受けたとき、その他必要と認めるときは、ご利用者の服薬状況、口腔機能その他ご利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを主治医等に提供するものとします。
- (4) 利用者の心身の状況について、主治医等より意見を求め、介護予防サービス計画を交付することがあります。

7 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの流れ

- (1) 事業所は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- (2) 担当職員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接した上で、利用者の心身の状態や生活状況を確認し、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行います。
- (3) 担当職員は、アセスメントの結果、目標を設定し、それを達成するための支援内容を記載した介護予防サービス計画の原案を作成します。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス事業者等と利用者又はその家族も含めたサービス担当者会議を開催し、共通認識を図るとともに、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、実施状況の把握を行い、必要があれば計画を見直します。また、目標の達成状況の評価を行い、その経過や結果を支援経過等の書面に記載します。
- (6) 担当職員は、利用者との面接や介護予防サービス事業所等との連絡によるモニタリング等により、介護予防サービス等の実施状況について確認するとともに、適宜相談支援を行います。

8 利用料金

介護保険料の滞納がない場合、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料（介護予防支援費）を受領することができない場合は、全額をお支払いいただく場合があります。

9 相談窓口、苦情対応

- (1) 相談・苦情窓口 電話番号 0125-28-8029（内線1143）
担当部署 滝川市地域包括支援センター
担当者 副所長 加地 美賀子
受付時間 サービス提供時間内

- (2) 苦情の対応

苦情があった場合は、苦情処理会議を開催し、原則として1週間以内に本人又は家族等に連絡いたします。また、他に苦情申し出窓口として、北海道国民保健団体連合会、滝川市介護福祉課介護保険係があります。

1 0 虐待の防止について

センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発の防止のため、次の措置を講ずるものとします。

(1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 副所長 加地 美賀子

(2)虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について担当職員に周知します。

(3)虐待防止のための指針の整備をしています。

(4)担当職員に対して、研修を定期的実施しています。

(5)サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

1 1 業務継続計画の策定等について

センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。

(1)担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(2)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2 感染症の予防及びまん延防止について

センターは、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の措置を講ずるものとします。

(1)感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催します。

(2)担当職員に対する、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3 身体拘束について

センターは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。

◇個人情報使用同意欄

私（利用者及び家族等）の個人情報について、次の事項を遵守し必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用目的

- （１）利用者のための介護予防支援計画または介護予防ケアマネジメントに沿って介護予防サービスまたは第一号訪問（通所）事業を提供するために行われるサービス担当者会議及び関係機関との連絡調整。
- （２）介護予防サービスまたは第一号訪問（通所）事業の質の向上のための学会、研究会等で事例研究発表を行う場合、ただし、この場合は仮名等を使用し個人を特定できないようにすること。
- （３）利用している医療機関、介護保険施設などへの照会や報告
- （４）地域ケア会議や介護保険外サービスとの連携や適切なサービス利用に関するケアプランの検証への協力
- （５）緊急時・災害時において生命、身体の保護のため、利用者の安否情報を行政に提供すること。

2 使用期間

契約締結日から介護予防支援または介護予防・日常生活支援総合事業終了の日まで

3 条件

- （１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （２）個人情報を使用した会議名、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業契約の締結にあたり、上記により重要事項等を説明しました。

事業所 所在地 滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号

名称 滝川市地域包括支援センター

説 明 者 印

私（利用者及び家族等）は、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。また、個人情報の使用に同意します。

利用者 住所
氏名 印

利用者の家族 住所
氏名 印